

平成27年3月7日  
(一部改正：平成28年10月1日)

## 東京純心大学公的研究費不正防止計画

東京純心大学においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に則り、不正防止計画推進委員会を設置し、このたび下記のとおり、東京純心大学公的研究費不正防止計画を策定した。

今後は本計画を円滑にかつすみやかに遂行することに努め、公的研究費の適正かつ効率的な使用及び研究活動における不正行為の防止・監査体制に万全を期してまいりたい。

### 1 公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正行為防止のために、最高管理責任者等がリーダーシップと責任をとることが可能な体制の構築

① 東京純心大学 公的研究費の管理・監査及び研究活動不正防止に関する規程に基づき『公的研究費における不正防止に関する組織図』を作成し、これを明示・公表することにより、研究者及び職員に徹底するとともに、不正防止等に関する意識の啓発に努める。

### 2 公的研究費の不正使用防止のためのシステムの構築

- ① 公的研究費の使用に関するルールを明確化し、周知を徹底する。
- ② 発注・納品・検収システムを再確認し、担当者等に徹底する。
- ③ 旅費・謝金・アルバイト人件費の支出システムを再確認し、担当者等に徹底する。
- ④ 公的研究費の予算管理者を明確化し、公表する。
- ⑤ 法人事務局とも連携し内部監査体制の整備に努め、内部監査を実施する。

### 3 研究活動における不正行為防止のための学内意識の醸成

- ① 「東京純心大学における公的研究費に関する行動規範」の周知を徹底する。
- ② コンプライアンス教育、研究倫理教育を実施する。
- ③ ②を推進するため e-learning を活用し、専任教員全員に受講を求める。